

青森県報

第三千九百九十号

平成二十七年
五月一日
(金曜日)

目次

告 示

生活保護法による医療機関の指定	(健康福祉課)	一
右 同	(同)	一
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(保健衛生課)	二
右 同	(同)	二
難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定	(保健衛生課)	二
難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の主治として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名の変更の届出	(同)	三
国土調査の指定	(農村整備課)	四
公 告	(同)	三
建設業者の許可の取消し	(三八地域局)	五
出先機関	(同)	五
土地改良区の役員の内任	(三八地域局)	五
土地改良区の役員の内任	(同)	五

告 示

青森県告示第三百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
場崎クリニック	弘前市大字代官町八六の二	平成二七・三・一
みさわの森クリニック	上北郡おいらせ町上久保六三の一七〇	〃
ミツワ薬局代官町	弘前市大字代官町八六の一	〃
調剤薬局ツルハドラッグ八戸売市店	八戸市売市二丁目一三の一五	二七・四・一
かわせみ薬局	八戸市大字田向字冷水二二の三	〃
クオール薬局津軽川部店	南津軽郡田舎館村大字川部字上西田一三〇の四	二七・三・一
サワカミ薬局おいらせ青葉店	上北郡おいらせ町上久保六三の一八四	〃

青森県告示第三百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所在地	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
事 業 者	事 業 所	事 業 所	事 業 所	指 定 年 月 日

社会福祉法人 生きがいの十和田 らぼーる株式 会社	十和田市稲生町 一三の七 むつ市緑町一六 の一八	訪問看護ス テーションど んぐり村 訪問看護ス テーションむ	十和田市稲生町一 三の七 むつ市緑町一六の 一八	平成 二七・三・一 二七・二・一
------------------------------------	-----------------------------------	--------------------------------------------	-----------------------------------	------------------------

青森県告示第三百三十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
場崎クリニック	弘前市大字代官町八六の二	平成二七・三・一
みさわの森クリニック	上北郡おいらせ町上久保六三の一七〇	"
調剤薬局ツルハドラッグ 八戸売市店	八戸市売市二丁目一三の一五	二七・四・一
かわせみ薬局	八戸市大字田向字冷水二二の三	"
クオール薬局津軽川部 店	南津軽郡田舎館村大字川部字上西田一 三〇の四	二七・三・一
サワカミ薬局おいらせ 青葉店	上北郡おいらせ町上久保六三の一八四	"

青森県告示第三百三十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

事 業 者	事 業 所	指 定 年 月 日
らぼーる株式 会社	主たる事務所の 所在地 訪問看護ス テーションむ	平成 二七・三・一
むつ市緑町一六 の一八	むつ市緑町一六の 一八	

青森県告示第三百三十二号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十一条第一号の規定により公表する。

平成二十七年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定医の 区分	氏 名	主として指定難病の診断 を行う医療機関	診療科	指 定 年 月 日
難病指定	葛西 伸彦	八戸市大字田向 字冷水二二の二	糖尿病内科、内 科	平成 二七・四・一
	かさい糖尿 病内科ク リック			

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
定難 医指	定難 医指	定難 医指	定難 医指	定難 医指	定難 医指	定難 医指	定難 医指	定難 医指	定難 医指	定難 医指	定難 医指	定難 医指	定難 医指
林 慶 充	玉 澤 直 樹	北 川 陽 介	遠 藤 知 秀	池 田 保 彦	米 内 山 真	吉 川 圭							
院弘前 部大 附属 医病	院青森 市民 病	院青森 市民 病	院青森 市民 病	院青森 市民 病	院青森 市民 病	院青森 市民 病	院青森 市民 病	院青森 市民 病	院青森 市民 病	院青森 市民 病	院青森 市民 病	院青森 市民 病	院青森 市民 病
五弘前 三市大 字本 町	目青森 一市勝 四田一 〇丁	町八戸 字市大 南ケ字 丘白銀 一	目青森 一市勝 四田一 〇丁	五弘前 三市大 字本 町	目青森 一市勝 四田一 〇丁	目青森 一市勝 四田一 〇丁	目青森 一市勝 四田一 〇丁	目青森 一市勝 四田一 〇丁	目青森 一市勝 四田一 〇丁	目青森 一市勝 四田一 〇丁	目青森 一市勝 四田一 〇丁	目青森 一市勝 四田一 〇丁	目青森 一市勝 四田一 〇丁
整形 外科	科内糖 尿病 分泌 内	科内糖 尿病 分泌 内	小兒 科	科循環 器内	科呼吸 器内	科循環 器内	科呼吸 器内	小兒 科	科高度 救命 救急 セン ター	外科	外科	整形 外科	整形 外科
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

青森県告示第百三十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条第三項の規定により、平成二十七年四月十七日次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第五項の規定によ

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
定難 医指	定難 医指	定難 医指	定難 医指	定難 医指	定難 医指	定難 医指	定難 医指
樋 口 博 之	前 田 周 吾	長 澤 沙 織	日 沢 裕 貴				
院青森 市民 病	院青森 市民 病	院青森 市民 病	院青森 市民 病	院青森 市民 病	院青森 市民 病	院青森 市民 病	院青森 市民 病
町八戸 字市大 南ケ字 丘白銀 一	町八戸 字市大 南ケ字 丘白銀 一	町八戸 字市大 南ケ字 丘白銀 一	町八戸 字市大 南ケ字 丘白銀 一	町八戸 字市大 南ケ字 丘白銀 一	町八戸 字市大 南ケ字 丘白銀 一	町八戸 字市大 南ケ字 丘白銀 一	町八戸 字市大 南ケ字 丘白銀 一
科消化 器内	科消化 器内	科消化 器内	科消化 器内	科消化 器内	科消化 器内	科消化 器内	科消化 器内
"	"	"	"	"	"	"	"

り公示する。

平成二十七年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

調査を行う者の名称	調査地 域	調査期間
平 川 市	大字高木字原富 大字南田中字北原、字西原、字村内	平成二十七年五月一日から平成二十八年三月三十一日まで
南 部 町	大字杉沢字荒井沢、字荒田沢、字大喰、字石鼻、字大森平、字烏屋敷沢、字烏屋敷長根、字堺ノ沢、字妻ノ神、字里久保、字館、字田形森、字段ノ平、字塚森、字津串森、字樋口、字法霊沢、字法霊森、字矢倉、字矢倉平、字矢倉上、字矢倉沢、字椈木字六久保、字若ノ沢、字椈木、字蟹沢、字堺ノ沢、字下山、字外久保、字袖久保、字外山、字高間館、字高田、字トノ木、字トス沢、字長久保、字長畑、字花久保、字東平、字昼巻沢、字級ノ木、字向山、字矢倉沢、字渡場	

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 環境技術株式会社
- 二 代表者の氏名 倉成 諭
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市八太郎六丁目二の四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第三〇〇四八四号
- 五 取消年月日 平成二十七年四月八日

六 取消しに係る建設業の許可

大工、屋根、タイル・れんが・ブロック、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、市川土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十七年五月一日

三八地域県民局長 武 田 志 郎

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理 事	木村 武美	八戸市大字市川町字姥懐三の一	平成二七・四・一

土地改良区の役員の住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、島守土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十七年五月一日

三八地域県民局長 武 田 志 郎

役員別	理事	町	氏名	住 所	住所変更の年月日
〃	坂本	明	義雄	旧住所 八戸市南郷区大字島守字館下前五〇 新住所 八戸市南郷大字島守字館下前五〇	平成27・4・1
〃	大沢	俊直	〃	旧住所 八戸市南郷区大字島守字上巨平一三 新住所 八戸市南郷大字島守字上巨平一三	〃
〃	釜谷	三壺	〃	旧住所 八戸市南郷区大字島守字畑四の一 新住所 八戸市南郷大字島守字畑四の一	〃
〃	門前	勝男	〃	旧住所 八戸市南郷区大字島守字門前一〇 新住所 八戸市南郷大字島守字門前一〇	〃
〃	谷川	幸雄	〃	旧住所 八戸市南郷区大字島守字相畑三六の一 新住所 八戸市南郷大字島守字相畑三六の一	〃
〃	春日	孝臣	〃	旧住所 八戸市南郷区大字島守字春日六の一 新住所 八戸市南郷大字島守字春日六の一	〃
〃	坂	文雄	〃	旧住所 八戸市南郷区大字島守字下江花沢七 新住所 八戸市南郷大字島守字下江花沢七	〃

〃	〃	監事	〃	〃	〃
大坪	栄一	沢代	健一	角金	薫
旧住所 八戸市南郷区大字島守字門前二二の一 新住所 八戸市南郷大字島守字門前二二の一	旧住所 八戸市南郷区大字島守字沢代二二の一 新住所 八戸市南郷大字島守字沢代二二の一	旧住所 八戸市南郷区大字島守字小平四 新住所 八戸市南郷大字島守字小平四	旧住所 八戸市南郷区大字島守字狹館二 新住所 八戸市南郷大字島守字狹館二	旧住所 八戸市南郷区大字島守字川端四 新住所 八戸市南郷大字島守字川端四	旧住所 八戸市南郷区大字島守字中明戸一の一 新住所 八戸市南郷大字島守字中明戸一の一
〃	〃	〃	〃	〃	〃
明戸	紘一	狹館	博史	川畑	修一

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭